

**平成 30 年度ひとり親家庭夜間休日電話相談事業委託に係る
公募型プロポーザル募集要項**

1 事業の趣旨

(1) 委託事業名

平成 30 年度ひとり親家庭夜間休日電話相談事業委託

(2) 事業目的

経済的に厳しい状況におかれたひとり家庭の支援は、個々の家庭の実情に合わせて、就業支援や子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援などの支援策を適切に組み合わせて総合的な支援を行うことが重要であり、各市福祉事務所及び県保健福祉事務所では、ひとり親家庭のひとり親を対象とした相談窓口を設けて支援を実施している。

しかし、「どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない」、「平日昼間は仕事のため市の相談窓口に行けない」等の課題があることから、各市等で相談対応していない、平日夜間と土日休日の電話相談を業務委託で実施し、支援の充実を図る。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

2 応募要件

提案できる者は、次の要件を全て満たす事業者、NPO 法人等の単独団体、または複数の団体が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、その全ての構成員が次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 神奈川県の名指停止措置を受けていないこと。
- (3) 募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 法人の目的（定款・会則等）において、ひとり親家庭への支援に関する内容が掲げられていること。
- (5) 生活に関する悩みの相談や福祉等施策、相談窓口、関係機関等の情報提供を行う電話相談事業（平日夜間及び土日祝日を含め、年間 350 日以上実施）の実績があること。
- (6) ひとり親家庭のおかれた様々な状況について精通していること。
- (7) ひとり親家庭を専門に取り扱う電話相談事業の実務経験がある相談員を配置できること。
- (8) ひとり親家庭福祉をはじめとする福祉各種制度や関係機関について、熟知していること。
- (9) 次の要件を満たすこと。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。) でないこと。

- ・暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
 - ・暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
 - ・神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の名等々を神奈川県警本部に対して照会を行うことについて同意できること。
 - ・過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
 - ・6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
 - ・債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - ・事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 共同事業体の場合は、共同事業体の構成員が単独団体又は他の共同事業体の構成員として、本事業のプロポーザルに重複して参加していないこと。

3 委託料

22,095千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。
支払方法は概算払いとし、実績報告書に基づき精算するものとします。

4 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 提案にあたって提出する書類

- (1) 参加意思表明書（第1号様式） 1部
- (2) 企画提案書（第2号様式） 5部
- (3) 事業予算見積書（第3号様式） 5部
- (4) 事業者調書（第4号様式） 5部
- (5) 誓約書（誓約書別紙） 1部
- (6) その他、企画提案の内容に応じて(2)～(4)に添付する資料がある場合はA4判縦様式で、様式2～4に添付してください。
(2)～(4)については、1部を正本とし、4部は複写として下さい。
(5)については、ファイルで製本をしないで下さい。

[特記事項]

- ・企画提案書類の提出後は、記載内容の変更は認めません。
- ・企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書類等は返却しません。
- ・虚偽の記載があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

6 受付期間・質問受付期間・提出先

(1) 参加意思表明書受付

平成30年2月9日（金）～2月22日（木）（17時15分まで）

企画提案書の提出を希望する事業者は、必ず参加意思表明書（第1号様式）を提出してください。参加意思表明書が提出されていない場合は、企画提案書の受付はいたしません。なお、共同事業体として参加を希望する場合は、別紙様式1及び別紙様式2をあわせて提出してください。

提出は持参または郵送（配達証明付き。必着）とします。

(2) 質問受付

平成30年2月9日（金）～2月22日（木）（17時15分まで）

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、ファックスにて提出してください。ファックス以外での質問には回答いたしません。質問に対する回答は、平成30年2月23日（金）までに、参加意思表明書を提出した方にファックスにより送付します。

ア 提出書類 質問書（様式は任意）

イ 提出方法 ファックス

ウ 提出先 県民局次世代育成部子ども支援課推進グループ

質問受付先 子ども支援課ファックス番号 045 (210) 8868

(3) 企画提案書・誓約書（誓約書別紙）受付

平成30年2月23日（金）～3月1日（木）（17時15分まで）

提出は持参または郵送（必着）とします。

(4) 提出先

神奈川県県民局次世代育成部 子ども支援課 推進グループ

（住所：郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁第二分庁舎 2階）

受付時間は、平日（月～金）の8時30分～12時、13時～17時15分です。

7 審査・選考方法

企画提案書類に基づき書類審査及びプレゼンテーションを行い、最も優れた提案をした者を決定します。プレゼンテーションの実施日時等は、対象者に日時を別途通知します。

企画提案に係る評価は、次の項目により行います。

(1) 応募者

ア 提案された企画を実施するための十分な組織体制であるか。

・同種関連事業の実務経験者を起用するなど特別な配慮をしているか。

・事業実施が可能な人員が確保できているか。

・緊急時の対応や責任の所在が明らかであるか。

・発注者と十分な連携が取れる体制となっているか。

・法令を遵守する体制がとられているか。

イ 同種関連事業の事業実績があるか。

- ・ 地方自治体等から同種関連事業の受託実績等が複数あるなど、同種業務の実施について信頼性があるか。

(2) 企画提案内容

- ア 事業の趣旨を十分に理解し、適切な方法での実施となっているか。
 - ・ 本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。
 - ・ 仕様書に沿った全ての事業内容が盛り込まれているか。
 - ・ 本事業の目的達成に向けた創意工夫がなされているか。
 - ・ 事業実施方法は適切かつ実現可能な内容か。
- イ 電話相談事業について、円滑な業務実施ができるか。
 - ・ 相談員の体制について、仕様書に記載の各業務を適切に実施できる能力のある人材や人数を配置できるか。
 - ・ 業務総括や相談員に対する指導、適切な苦情対応ができる体制確保など、業務の円滑な執行管理を行う体制となっているか。
 - ・ 個人情報保護について、物理的対策や人的対策、運用面における対策は十分か。
- ウ 研修について、研修方針、研修の内容等は適切か。
 - ・ 業務に必要な知識・情報・技能等の習得が可能な内容となっているか。
 - ・ ひとり親家庭の抱える課題に対応できるような研修内容となっているか。
- エ 積算金額は適切か。
 - ・ 仕様書にそって必要な経費が適切に積算されているか。
- オ 積算内容の費用対効果は高いものとなっているか。
 - ・ 経費の見積もりは妥当か。必要最小限の費用で業務の内容が達せられるような工夫がなされているか。

[特記事項]

- ・ 選定結果については、各提案者に通知します。
- ・ 選定結果の概要については公表しますが、審査の経過については非公表とします。

8 委託契約書の締結

提出された企画提案書を評価基準に基づき審査を行った結果、最も優れた提案をした者と、随意契約により本事業委託の契約手続きを行います。

その際、応募のあった企画提案の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

9 報告書の提出

業務日誌等を毎日、月例報告書等を毎月提出するほか、事業終了後、すみやかに実績報告書等を提出していただきます。

10 問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県県民局次世代育成部
子ども支援課推進グループ 担当 石田
TEL 045-285-0728 (直通) FAX 045-210-8868